

平成30年度 あさぎり町議会第9回会議会議録（第23号）						
招集年月日	平成31年3月5日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成31年3月15日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	平成31年3月15日 午前11時27分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○				
議事録署名議員	7番 森岡勉 8番 豊永喜一					
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	米良隆夫	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	×
	企画財政 課長	片山守	○	農林振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設課長	大藪哲夫	○
	生活福祉 課長	上村哲夫	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	出田茂	○	農業委員会 事務局長	船津宏	○
	健康推進 課長	松本良一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第27号）

- 日程第 1 議案第67号 平成31年度あさぎり町一般会計予算について
 - 日程第 2 議案第68号 平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 3 議案第69号 平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第70号 平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第71号 平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第72号 平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第73号 平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第74号 平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第75号 あさぎり町ふれあい福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第76号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第14号）について
 - 日程第11 議案第77号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 日程第12 要望第 8号 町道宮床線・吉井亀の甲線交差点改良要望書について
 - 日程第13 発議第 4号 「臓器移植の環境整備を求める意見書」について
 - 日程第14 次の会期への継続調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第67号 平成31年度あさぎり町一般会計予算について
 - 日程第 2 議案第68号 平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 3 議案第69号 平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第70号 平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第71号 平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第72号 平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第73号 平成31年度球磨郡障害認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第74号 平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第75号 あさぎり町ふれあい福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第76号 平成30年度あさぎり町一般会計補正予算（第14号）について
 - 日程第11 議案第77号 平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
 - 日程第12 要望第 8号 町道宮床線・吉井亀の甲線交差点改良要望書について
 - 日程第13 発議第 4号 「臓器移植の環境整備を求める意見書」について
 - 日程第14 次の会期への継続調査について
-

午前10時 開 議

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第67号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第67号、平成31年度あさぎり町一般会計補正予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。3月11日の予算説明の時にですね、小見田議員からあさぎり光の収支につきまして質問がありました。あさぎり光の管理運営については町長が行うとなっているので、その部分に関する収支は把握すべきではないかということでございます。あさぎり光ネットワークにつきましては、あさぎり町で整備し、町が独自で使用しているIP告知システム、地上デジタル再放送再送信、公共施設のイントラネットなどを行っております。この残りといいますか、余った部分についてIRU契約で事業者に貸し付けを行っているものでございます。この独自で使用しているものにつきましては予算書の42ページのとおりですね電気料の108万円、光ファイバー施設保守委託料の1,226万7,000円、光ファイバーケーブル移設委託料300万円、電柱管路等使用料621万4,000円などが主な支出となりますけれども、歳入の25ページですね光ファイバー貸付収入2,352万8,000円とおおむね等しくなるということで、収支は把握できているというふうに考えております。余った部分の貸付分の収支でございますけれども、民間でございます、町が立ち入ることはできないと考えております。一応事業者に関い合わせてみましたが、他の市町村の管理もしており、市町村ごとの収支は出していない出せないということでしたので報告いたします。次に、料金についてのお話がありました。あさぎり町が支払っている光ファイバー設備保守委託料は、さきに述べたとおり1,226万7,000円で、これにあわせて料金収入があり、事業者の収入となりますが、この収入に対する支出ということでその収入が多ければ、利用料金の見直しができないかということだったと思います。現在役場のほうにも、ほかと比較して高いとか使用年数で安くないのかという御意見が寄せられておまして、担当課としましても安くないか事業者のほうに要望しているところでございます。事業者側としては、1,000メガバイトに光ケーブルを増強したときに、上位回線の専用線か、ONUの入れかえなど経費がかさんでいるということで、また、順次機器の入れかえもしているということをお聞きしておりますけれども、順調に利用者も増加しておりますので、今のところお願いしかできてないところでございますけれども、今後も相談をしていきたいと思っております。公設民営で設置しているところが郡市内にほかに2カ所ありまして、3カ所とも同額で運用しておりますので、あさぎり町だけというわけにはいかないと思いますので、ほかとも協議しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。2点目でございます。溝口議員からの質問で、当初予算最終ページ、ちょっとお待ちください。はい、当初予算最終ページの公債費のうち普通交付税の公債費分として措置される基準財政需要額につきまして御質問がありました。この予算書の最終ページには、平成31年度の見込みが記入してありますが、元金の支払い額しか出てまいりません。交付税の算定は元利償還金に対するものとなりますので、どちらかといいますと116ページの最下段ですね、長期債元金11億8,742万8,000円と、長期債利子5,909万9,000円、合計で12億4,652万7,000円に対するものということになります。平成31年度につきましては交付税の交付額が決定しておりませんので、平成30年度の数値で回答させていただきたいと思っております。一般会計の平成30年度の公債費の償還見込み額が元金12億1,230万2,000円。12億1,230万2,000円、利子6,713万5,000円。6,713万5,000円、合計が12億7,945万4,000円となっております。それに対する普通交付税の基準財政需要額は一般会計分のみでございますけれども、10億3,842万5,000円となります。10億3,842万5,000円でございます。御存じのとおり、過疎債、合併特例債は70%の交付税措置でございますが、100%交付税措置がされる臨時財政対策債分が、全体の45%程度約半分程度ありますので、償還見込み額の81.2%程度が交付税措置となるものでございます。そこで16ページの平成31年度の元利償還金に81.2%を乗じますと、10億1,217万8,000円となるものでございまして、10億円程度

の交付税が交付税措置がされると考えていいと考えております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） おはようございます。私のほうから小見田議員のほうから質疑がありました2点について御説明申し上げます。まず1点目が、固定資産税滞納繰越分の課税客体ごとの税額はわからないかということでしたけれども、固定資産税の賦課につきましては、土地家屋償却資産のそれぞれの課税標準額に税率1.4%を乗じた額で税額を出しております。その総額を通常4期に分けて納付していただいているところですが、お尋ねのあった課税客体ごとの税額ということですが、税を納付いただくときに、今回の納付金は納付分は土地の部分とか家屋の分とかというふうに分けてはおりませんで、税の総額のうちの一期分二期基分という形で収納しております。滞納繰越分を滞納の課税客体ごとに税額を出すということは、税のシステム上でも抽出できないものでございます。よって今回その数値は出せませんので大変申しわけございません。それから2点目ですが、平成31年度中に固定資産税の時効が成立するものとはということでしたが、現在わかっている分で19名分の116万5,500円でございます。これにつきましては、ほとんどが生活困窮や財産調査等を実施し、差し押さえる財産がないなどの理由で執行停止をかけているものが時効になるものでございます。これは現時点での数値ですので、今後増減があるものと思います。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、おはようございます。12日の予算質疑の中で加賀山議員からお尋ねがあった点につきまして回答を答弁させていただきたいと思っております。まず、当初予算中、障害者福祉費の難聴児補聴器購入助成事業費に関連して子供用の眼鏡に対する支援等につきましてのお尋ねがございました。2種類ございまして、医療行為に基づく支援と障害児に対する支援がございまして、まず医療行為、医療に対しての支援につきましては、小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給についてということで、平成18年4月から保険適用となっております。治療対象につきましては子供の弱視、斜視及び先天性白内障手術後の屈折矯正の治療用として用いる眼鏡、めがねのことですが、及びコンタクトレンズ、年齢につきましては9歳未満児、最終的には保険医療対象ということでございまして、子供医療費の助成対象となるということでございます。次に、障害児に対する助成で身体障害者補装具給付事業費の対応をなるということもございます。これにつきましては障害認定を受けた児童が対象でございまして、視力の低下、視野の狭窄がある状態でめがねの使用により日常生活が改善される子供さんが対象となります。原則基準額の1割を自己負担ということで、9割を国が2分の1、県と町が4分の1負担、ただし非課税世帯は負担なしということでございます。また、障害の状況によりメガネ眼鏡の種類が5種類に区分されているということです。続きましてひとり親家庭福祉費の関連で地域の学習教室について取り組む予定ということについてお尋ねがございました。この点につきましては単県助成事業としての医療費助成制度以外のひとり親世帯を対象にした町主催での定期的な地域学習活動は現在行ってはいない状況でございます。現在熊本県では塾に通うことが難しい勉強の習慣を身につけたいなどの悩みを抱えるひとり親家庭などの子供たち、小学生、中学生を対象でございますが、最寄りの地域で学習指導を行う地域の学習教室事業を各地域の学習塾の協力によりひとり親家庭応援の塾として、平成25年から実施が実施されております。この点につきましては、県の事業を周知を図る意味で、広報あさぎりの本年1月号にお知らせとして掲載を行ったところでございます。事業の実施主体につきましては、社会福祉法人熊本県ひとり親家庭福祉協議会、これまでの母子会という組織でございます。人吉球磨管内では行われていないということでございました。町での定期的な実施となりますと、場所、学習支援員の確保など、支援対象者の募集などの課題もございまして、当面の支援策といたしましては、子供子育て支援事業計画の中で社会福祉協議会や関連する児童福祉に関連する団体との連携を図りなが

ら、まずニーズ等を踏まえた支援策を検討していきたいと担当課としましては考えているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、おはようございます。当初予算の質疑の際に、小見田議員より要望がありました農業機械施設整備事業の状況を報告させていただきたいと思っております。今、送りましたが、5枚にわたりまして、要望がありまして125件となっております。2列目の数字が1というのが並んでおりますけど、これは法人以外の家族農業者の方の農家の方でございます。現在も農業機械に関する導入について問い合わせもあっておりますので、今後、追加補正予算もお願いするかもしれませんので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。教育課からは2番議員からのお尋ねの使用料及び賃借料についてのお尋ねがございましたので、その点について答弁させていただきます。教育振興費の節14使用料及び賃借料の3,307万4,000円の支払い先の件でございますけれども、下から2、4、5行目、学校ICT機器リース料につきましてはリース会社への支払いとなっておりますけれども、それ以外の経費につきましてはシステムサーバーを利用している同一業者への支払いとなっているところでございます。これにつきましては導入当時から使用しているサーバーネットワーク運用をまとめて使用しているところでございます。料金につきましては、何かあった場合の補修を含めた契約となっているところでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） ページ87、

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。マイクを近づけてください。

○議員（4番 橋本 誠君） 87のですね、委託費の観光PR航空撮影業務委託19万5,000円とありますが、今回、四季の四季折々のあさぎり町のということで、ドローンを使われますが、ドローンを使うのは間違いなくいいんですが、今回、私が思うのはですね、ドローンをですね、町の役場で購入していただいて、災害時のですね。災害時の場合の活用、それやら工事が壊れたときなんかのですね。場所なんかを写真撮ったりとか人の人命のを探すためのドローンが必要でないかと思って質問いたしました。それと86のですね。もう一つがですね。86ページの工事請負費、駅前への張り芝の件で、今回張り芝をされるということなんですが、将来的にはですね駅前を開発ということで、例えば若者のスリーオンスリーとかですね。そういうことに考えられないかという2点のことについてお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。ドローンの活用についての御質問ですが、ドローンについては議員おっしゃいましたとおり、さまざまな活用方法が考えられるところでございます。町といたしましても、特に防災の観点、またおっしゃいました行方不明の捜索等に関し、また今回委託料でも上げておりますが、観光であったり、交通、道路等ですね。林務関係、いろんな場面で活用が考えられますので、総務課が主となって関係課との調整を行うこととしているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、2番目の駅前広場の張り芝工事につきましてですけれども、現時点ではですね。今傷んでいるところの補修のみを考えておりますが、先ほど提案いただきましたスリーオンスリーとか、そういったことになると、舗装ということになると思っておりますので、現時点では張り芝を考え

てますが、今後の活用方法等も検討いたしまして、再度着工する前には検討事項として考えてみたいと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 橋本議員。

○議員（4番 橋本 誠君） えっとですね。ドローンについてはですね。今から先、必要性がすごく感じます。だから免許とかですね。若い人たちに覚えていただいて、今後試験とか、そういう免許とかそういうある程度の余り安かとは買ってもらえばいいから、やっぱり長く使えるようなやつを買っていただいて、いただくことと、それと将来にわたって、その駅前の広場についてはですね。今後、開発に当たって、若者が定着するような場所とかいうのを設置していただければと思います。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 答弁要りますか。総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） ドローンの導入につきましては、適切に管理を活用できるように協議を進めてまいります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、9番です。一点お尋ねをいたします。ページは97ページで下から3番目の12番、12役務費の中に災害対策費用保険料とあります。この災害対策この保険がどのような災害に適用をされるのかお尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 今回計上いたしました災害対策費用保険につきましては、31年度から新規に加入をすることとしたところでございます。この保険につきましては、災害の種類はもう災害基本法に掲げる災害に対して支出されるものでございまして、ただその災害時に避難指示、避難勧告、避難情報を準備情報ですね。これを発令した際に要した費用に対し補てんを受けるものでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 今言われました避難指示避難勧告、どのレベルで、結局避難勧告のときに町民の方が避難される避難場に対しての費用に適用できるということでございますか。それと例えばですよ。そういった避難だけじゃなくて、その災害の対策に当たった消防団とか非常備消防ですね。そういった方たちの出動した、今でいう出動手当ですか、そういったのにも適用できるのか。お尋ねをいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、先ほど三つの避難勧告とに対してということで御答弁させていただきました。この情報を避難勧告等発令した際の避難所の設置に関する費用、また、避難者の方々への炊き出し、食品の給与また飲料水の供給等にと対象として補てんされるものでございます。当然避難所の運営に当たる職員についての事務経費も対象となるものでございますが、お尋ねの消防団の出動手当については対象とならないとなっておりますのでございます。

◎議長（徳永 正道君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） それでそういう保険をですねちょっと調べますと、全国でもあらかた今半分ぐらいの自治体がですかね、大体5割ぐらいが加入できているというようなちょっと調べますそういった状態であるというようなことでありましたけれども、これまではそういったことがなかったから避難所開設にはもうおのずとうちの町で何もかも見とったということが、今からはその保険でとにかく適用できるから、多分遠慮なく避難勧告の発令といいますかそういったことができるということに災害に対しては非常に躊躇なく避難勧告とかができるということで理解してよろしいですか。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、議員おっしゃるとおり躊躇なくといいますか、まずは避難していただく

ことが重要になってきております。全国的にもこれはもうアンケート等でも出ております。やはり避難をされないというものがございませぬ。ですから、この避難指示勧告、避難準備情報等を適切な基準で出して、やはり危険を察知していただくというものが今後重要になってくると思います。今回保険に加入することによって、その対象となる費用は補てんされます。今までは、その基準に応じて発令はしてはいたしましたが、すべて費用については一般財源で賄っていたところがございます。ですから今後はこういう保証があるということも踏まえて適切な基準で適切な時期に避難に関する情報を発令してまいりたいと考えているところがございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませぬか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい3番加賀山です。ページとしては、28ページ、62ページにかかってくると思いますが、子供医療費の件です。今、中3まで延長して償還払という形でしてはありますが、前年度と比べまして医療費の増加等に関して、町のほうはどう把握されているのか、あと現物給付から償還払いに移しまして数年たっておりますが、そのあたりで町民の声っていうのをどういうふうに把握されているのかお伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい、子供医療費関連でございますが、過去4カ年度の医療費の推移等につきまして、歯科医療、調剤医療それ以外の医療費全体等につきましての実績といたしましよつかの傾向を見てみますと、平成29年度の年度ベースでですな。パーセンテージでいきますと年度年代別中学生、失礼しました0歳から3歳までが28%、4歳から6歳児で17%、小学生40%、中学生以上が15%ということで額につきましては、29年度5,614万5,570円の内訳でございます。4年間の推移でいきますと1人当たりの医療費のほうは減少傾向にございますが、これは御多分に漏れず少子化の影響も少しはあるのかなというふうに分析をいたしてはおります。ただその中で、小学生児童につきましては医療費が若干増加傾向にあるのかなというふうな数字的な状況でございます。それから、昨年度、本年、失礼しました本年度、あさぎり町の子供子育て支援に関するアンケート調査、これ就学前と小学校の保護者さん相手にを対象に約900世帯に対してアンケート調査を行う中で、子供医療費の助成事業についてのアンケート調査項目も追加ですな。御意見等を伺っております。この中で回答の中で、経済的負担の軽減が1番役立っているというふうな答えられた割合が93.2%。これは回答の中でのパーセンテージでございます。あとは1番多いのがやはり手続の面倒さといひまじよつかという点が御意見として上がっているようでございます。課題といたしましては、経済的負担の軽減にはなっているが、申請の手続が面倒だといひ、これは、これは本町に限らずほかの町村でもあつてるようでございます。また手続の時間が等がないとかの意見等もあつてはいるようなところがございますが、やはり新聞等にも掲載されましたように、この制度の趣旨というのを十分に保護者の方には理解をいただいた上で、やはり自分の家族、子供のですなに対する医療費の現状を保護者が知っていただくというような趣旨もあわせて御理解いただければなというふうなことで担当課といたしましては考えてはいるような次第でございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、実はこの問題は教育委員会とか教育課のほうにも関係してくると思っております。五つの小学校とそれから中学校、検診を行いまして教育課のほうで子供たちの要治療者の数のほうは把握されていらっしやいませぬが、実は治療できているかどうかっていうのは、町のほうでは把握できてない状況で、私先日小学校のほうまわりまして、どれぐらい治療されてますかっていうのをちょっとお尋ねをいたしました。以前からこの償還払について先ほどアンケートの件も言っていたかまじし、実は中学校3年まで無償化を進めようといひことで私たち議会のほうもですな賛成をして償還払でつてい

ことでした経緯もございましたが、何人かの方から何で受診をしないのかってという答えの際に、償還払だからっていうちょっとお言葉がございました。具体的には仕事に行っているんで、おじいちゃんおばあちゃんに頼むんだけど、孫預けるときにお金預けなければならぬのでなかなか難しいという現状もございまして、ぜひ担当課だけではなく教育のほうからもぜひかかわって数値のほうを把握していただきたいということでちょっと今回質問しております。

◎議長（徳永 正道君） 教育長。

●教育長（米良 隆夫君） はい。子供たちの健康を把握するっていうのはこれはもう学校の責務の一つというふうに考えております。年度当初いろいろな検診をしまして、そして各家庭にその結果を出しまして、そして治療等について依頼をするわけですけども、それが治療が終わりましたというような最後の治療済みというのが返ってくる子供もおれば、なかなか返ってこないという状況もございまして、中学校では特に部活動についてはもう管内で規定をある程度決めましたので、時間的に結構とれるというような状況ができておりますので、やはり教育委員会としてもそういう部活動がない日に治療ということを指導をしていきたいと思っております。これにつきましては学校保健会のほうでも養護教諭を通して話は各学校してはありますけれども、なかなか今議員がおっしゃったように、治療に行く手段がなかなかないというのが現状ですけども、やはりこれにつきましては、根気強く話をしていきたいというふうに思っております。本当にありがとうございます。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） はい、町全体としてですね、子供たちの健康づくりに取り組んでいただいていることに日ごろから感謝しておりますが、ぜひ数値的なところをもとにもう一度考えていただきたいと思えます。各学校のほうにお伺いした際にですね、近くに該当する病院がない地区の子たちのやっば治療についても考えていかなければならないということで、議会サイドも今後デマンド交通をですね進める中で、ほんとに治療にちゃんと行けるような時間だけじゃなくて手段っていうのも検討していきたいと思えます。また御協力をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。2点についてお伺いしたいと思います。一つ全般にわたります委託料の件でございまして、各項目各課施設ごとの委託料はですねいろんなことにして重複した部分を各課で多分発注して入札して委託をしてあると思えますけど、総務課長も御存じな案件でありまして包括保守点検委託という制度がございましてですね、これによって管理委託料の削減をまた人件費の削減をしている自治体も現存するような時代でございまして、そういうような取り組みにできないのかというのが1点でございまして。それから農業振興補助金に絡みまして、今回も明細見せていただきましたが、かなりの方に補助をされているようございまして非常に農家としましても感謝するところございまして、今当町が進めております集落営農の法人化とかいろんな農地の集積問題、上が出ている中に、やはりそちらのほうにも補助金を出しながら法人化は軽いそして出席を図ろうとしている中においてですね、お互いで機械がその集落営農のエリアの中に他のかなり、多くは過剰にありすぎる状態に置いて法人化が進むのかなという、そういう懸念もございまして。だからそれなどいろいろ整合性をですねどのように考えられるか、また今後TPPとかEPAとかいろいろの国際協定がですね発行する中においての国内対策の事業も国から出てくるわけございまして、そこ辺についてですね今後の農業機械の補助と法人化集積についての見通しを考慮どう考えられるか、今回の予算にあわせてですね、その辺の考え方を聞かせたいと思えます。以上2点でございまして。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 公共施設におけるいわゆる総括的管理委託についてですが、委託方法につきましては、各担当課の施設担当者との協議の中で、検討は進めておるところでございます。現に同じような施設、それぞれ発注する際に一つにまとめることができないかというのはそれぞれの課で協議は課を飛び越えてもですが、協議をしたところでございます。ですが、まだその作業の時期等等もございまして総括統括的な取り組みには至ってないものでございます。ただ、施設施設のそういう管理委託につきまして長期継続契約というものは、導入を進めることといたしました。それによって委託料の削減にはつながったことをつなげた結果になっておるところでございます。今後公共施設におきましての個別計画を策定いたします。さらに総括的な管理委託の導入について継続的に協議を進めてまいることといたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農業振興補助金関係で質問いただきましたけれども、農業機械関係の導入につきましては、アンケートとかでもこちらで把握をさせていただきましたが、10年近くはまだ、各農家の方々、個人でされるような状況が続くと思っております。で、今後集落営農関係の中でもですね、機械はたくさん持っていらっしゃいますけど、研修した先ではそういった機械を集めて、みんなで管理して個人が使う分は個人で使ってもらって、後々だんだん機械を集約していくというようなやり方をされておりましたので、そういう方向に持っていければというふうに考えているところであります。それと、地域の話し合いというのを今行っておりますが、今後国のほうもですね、その地域の話し合いの中で地域の話し合いを強化して農地の集積を図っていきたい行きたいような目標も掲げられておりますので、今後、農業委員さんも地域の話し合いに協力的に参加をしてくださいというような法律関係も出てまいりましたので、それを利用しながらですね、農地の点在するのをなるべく集約できるような方向で、農地の地域の話し合いがですね持っていければというふうに考えておりますけれども、現在、現在はだんだん農家の方々の出席も少なくなっておりまして、そういったところをどういうふうにとたくさん来ていただいて、農地の貸し手の方ですね、そういった方々も来ていただかないと、どうしてもやはり農地の集積も難しくなりますので、その辺も通知をしながら出席いただけるようなですね方向に持っていきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） まず包括保守点検委託に関しましてですけど、一応課をまたいででもやっているという状況でございますけど、それはですね一応業者としまして、包括をした場合に、できるだけ町内の業者さんにそれをお願いしたいところなんですけど、それが可能なのか、今現時点ではどういう業者に点検委託をされるのか、特殊専門性がある場合は多分郡外、県外ぐらいになるかもしれませんが、その実態はいかがでしょうか。まずそれを。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、先ほど課を超えての協議ということで申し上げました。これにつきましては、そもそもその包括的な考えではなくて、同じ業務を一括して発注できないかというもので協議を進めているところでございます。ですから一つの建物に対して、すべてを1業者さん業者に委託して、それぞれの業務を行っていただくというものの検討にはまだ至っていないところでございます。管内においてそういう総合ビル業といいますかというものは今のところ私は承知していないものでございます。ですから管外にいらっしゃる業者に委託することになるかと思いますが、選定といいますか、そこにつきましても、今後の個別計画をつくる上での協議の一つと考えていきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 農業振興課ですけど機械の補助等が振興補助金でなされまして、年齢あ

と10年ぐらいはできるだろうという方に多分交付されるものと思いますけど、その中には、やはりそこ辺のところですね、補助金適正化法がございますけどそれに準じてやはり補助の効果といいますか、それに関する検証も必要だと思うんですけど、そこ辺と年齢ですね普通いろいろ年齢制限等もございますけどそれも、また高齢者の方でもですね、まだまだやれるという方がありますので、一律に年齢を引くこともどうかと思いますけど、そこ辺についてですねやはりさっき言いますように、やっぱり法人化というような過剰な機械を変えないほうがいいし、それをまた集落営農で全部持つということも非常に難しいとございますので、そこに関してはちゃんとした基準を持つべきと思っておりますけど再度お伺いします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、3年間という補助を、制限で補助したところの計画したところなんですけれども、そういった農家の方々がですね、だんだん高齢化されてやはり農業もできないというようなことにもなりますけれども、今こうしてたくさんの農家の方々が申請をされるということはやはり高齢になっても、もう少し農業を続けたいというような意欲があるっていうかですね、その辺が受けとめられると思っております。で来年度の事業でこの3年間が終わるわけなんですけれども、今後そうした方々が、どのような耕作をされていくのかということ把握はさせていただきたいというふうに思っておりますけど、営農計画も出てまいりますものですから、そういったところを確認をさせていただきたいと思っております。で、もうどうしてもやはりこの法人化というのは必要になってくるとは思っております。で、現在一つか二つの地区でそういった考えをもって今検討されているところでもありますので、その辺の方、農家の集落営農の方々がですね、法人化をされたならば、また新たな考えも出てくるのではないかとこのように思っております。その法人化ができたところで周りの方々がですね、農家の方々が、やはり法人化というのは、こういう法人化のほうに進んだほうがいいのではないかとこの考えも出てくるかと思っておりますので、その辺を期待しながら現在進めているような状況であります。

◎議長（徳永 正道君） ほかにございませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番皆越です。74ページですね、農業振興事業補助金についてお伺いいたします。大豆に等についてはですね補助金を出していただいておりますので、私たちもですね、みそ加工する際にはですね、ありがたいというようなことで思っている次第でございます。そのほかにきゅうり、ハウスですね、ハウスの5アール以下に補助金を出しているというようなことで、去年はゼロだったからまた広報紙においてまた募ったというようなことございました。その5アールのハウスの建設についてはですね、これからですね、継続してやっていかれるのかどうかお伺いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農業振興補助金の大豆関係につきましては、現在、面積が若干減少しているところであります。やはり最近、近年のですね、やはり天候不順等で発芽が悪かったり、管理状況管理をする場合に天候が悪くて、収穫もだいぶ減量となる場合もあつたりしてですね、現在非常に厳しい状況にあつておりますけれども、4月5月に役員会総会と大豆の部会の総会がありますので、その中でも部会の皆さんとですね、また内容を確認しながら、大豆のほうは進めていきたいというふうに思っております。また、ハウスの小物野菜関係の補助なんですけれども、これは農業振興を農業機械施設整備事業の中で一緒に取り組んだもので3年間という条件でですね、させていただいているところです。来年度が最終年となりますけど、30年度におきましては、1件の農家の方が活用いただきました。また新年度になりますと、広報などをしながらですね進めていって、やはりもう余り効果がなければ、また違う考えで取り組みたいというふうに思っております。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 大豆につきましてはですね、目標が100ヘクタールだったけれども70ヘクタールにとどまっているというようなことでした。JAさんとも話しますとやはり62、3ヘクタールをたどっているというような状況でした。その小物野菜のハウス数はですね、やはり若い人でないとやはりハウスも立てないのかなと思います。といいますのも台風の時期とかですね、やはりハウスが壊れた場合には修復もしないといけないし、長い期間かかって消化ハウスの焼却もしなくちゃいけないというようなこともあると思いますので、そこら辺のところ研究いただきたいと思います。また大麦のですね、作付も年々増えているようでございますので、その大麦についての助成についてJAあたりとですね話し合っていたいただきたいと思います。今後の検討をお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、ハウス関係、大豆から大麦関係もですね、JAとまた振興協議会も中でもですね、振興協議会の中でも協議したいと思いますが、大麦のほうは品種が変わった時点以前品種が変わったときに、種子をする、全額補助というようなこともありましたので、そういったところも検討しながら、JAのほうとも協議を進めたいと思います。

◎議長（徳永 正道君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第67号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第68号

◎議長（徳永 正道君） 日程第2、議案第68号、平成31年度あさぎり町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第68号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第69号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第69号、平成31年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第69号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第70号

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第70号、平成31年度あさぎり町介護保険特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから第これから議案第70号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第71号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第71号、平成31年度あさぎり町水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第71号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第72号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第72号、平成31年度あさぎり町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第72号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第72号は原案のとおり、可決されました。

日程第7 議案第73号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第73号、平成31年度球磨郡障害認定費審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明はありませんか。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第73号を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第74号

◎議長(徳永 正道君) 日程第8、議案第74号、平成31年度球磨郡介護認定審査事業特別会計予算についてを議題とします。執行部より補足説明ありませんか。これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第74号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時26分

◎議長(徳永 正道君) 休憩前に引き続き再開します。

日程第9 議案第75号

◎議長(徳永 正道君) 日程第9、議案第75号あさぎり町ふれあい福祉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第75号あさぎり町ふれあい福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。温泉閉館に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい。それでは、議案第75号の説明を申し上げます。あさぎり町ふれあい福祉センターにつきましては、平成15年3月に旧岡原村多目的福祉センター整備事業として竣工しております。平成28年11月に町議会全員協議会において、公有財産利活用審議会の答申報告内容について了承いただき、町の温泉施設の運営方針に基づき、昨年7月にヘルシーランドのリニューアルを行い、ふれあい福祉センターの温泉施設温華乃遥につきましては、本年1月13日をもって閉館といたしておりました。このことに基づきまして当該施設条例の設置条例の内容の改正を行うものでございます。内容といたしましては、条例中、温泉の表記部分を削り、別表においては、関係部分の内容を変更するものとなっております。4ページをお願いいたします。新旧対照表で説明を行います。第3条第1項において温泉の表記、別表第1において施設名で温泉及び温泉センターの表記、休館日の欄において温泉センターの休館に関係する部分の削除を行うものでございます。次のページをお願いいたします。5ページです。同様に施設名利用時間の欄において温泉センターの関係部分を削除し、別表第3につきましては、温泉入浴に関しての使用料の部分

削除。交流センターの使用に関する内容のみに変更を行います。最後のページをお願いいたします。最後に6ページです。交流センター和室の使用に関する規定につきましては、現在、岡原支所となっております関係から、今回合わせて削除する内容となっております。なお、附則におきましてこの条例は公布の日から施行するといたしております。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第75号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決しました。

日程第10 議案第76号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、議案第76号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第14号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第76号、平成30年度あさぎり町一般会計補正予算第14号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の一般会計補正予算第14号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,876万2,000円とするものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それではあさぎり町一般会計補正予算第14号について説明をいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。次に8ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税でございます。今回の補正予算の財源として普通交付税を充当したものでございます。企画財政課分は以上です。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） 農林振興課の補正予算につきまして説明いたします。5ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。款5農林水産業費項1農業費の農業用ハウス強靱化強化対策事業補助金77万8,000円は、農業用ハウスが昨年発生した自然災害で全国各地で甚大な被害が発生したことにより、既存の農業用ハウスの補強や防風ネットの設置を支援するため、平成30年度の補正予算において、事業が新たに創設され、あさぎり町におきましても4件の農業者が要望を農業者から要望があり、次年度におきまして事業に取り組むため繰り越しをお願いするものです。次に8ページをお願いいたします。2枠目の目4農林水産事業費県補助金の農業ハウス強靱化緊急対策事業補助金は、国が進める防災減災国土強靱化のための緊急対策による農業用ハウスの災害防止対策に伴う補助金となります。3枠目の目3雑入の農業次世代人材投資事業補助金返還金は、事業対象となる新規就農者の所得に応じた補助金が交付されますが、農業所得の内容に誤りが確認され、その返還金を受け入れるものです。9ページをお願いいたします。目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金の農業用ハウス強化、農業用ハウス強化緊急対策事業補助金は4件

の農家の方が、農業用ハウスの強化や防風ネットの設置を国土強靱化対策により2分の1の補助を受け、次年度へ繰り越し実施するもので総事業費は155万7,000円となるものです。節23償還金利子及び割引料、の農業次世代人材投資事業補助金返還金は、平成27年度の交付対象者から、前年度の所得に応じて補助金の交付、金額が変更する仕組みが導入され、親元で農業に従事されている夫婦の新規就農者で、所得額の誤りが確認され返還をいただくもので、対象農家との農家の方々と、昨年末から協議を行ってまいり、内容を御理解され返還に応じていただき、年度内に県へ返還するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第76号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第77号

◎議長(徳永 正道君) 日程第11、議案第77号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第77号、平成30年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第4号について提案いたします。平成30年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第4号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億802万1,000円とするものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いたします。

◎議長(徳永 正道君) 健康推進課長。

●健康推進課長(松本 良一君) はい。引き続き、朗読させていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次に7ページをお願いします。歳入でございます。款6県支出金、目1保険給付費等交付金、節2保険給付費等交付金、特別交付金、特別健康診査等負担金33万円でございます。今回の補正の財源に充てるものでございます。次の8ページをお願いします。歳出でございます。款5保健事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料、特定健康診査委託料33万円でございます。これは特定健康診査それから特定保健指導に係る経費でございますけれども、見込んでおりました予算額では不足することとなりましたので、追加補正をお願するものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第77号を採決しま

す。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第12 要望第8号

◎議長(徳永 正道君) 日程第12、要望第8号、町道宮床線吉井亀の子線交差点改良要望書についてを議題とします。本件は平成29年9月定例日において、建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について委員長の報告を求めます。小出建設経済常任委員会委員長。

◎建設経済常任委員長(小出 高明君) はい。あさぎり町議会議長徳永正道様。平成31年3月15日、建設経済委員会委員長小出高明。要望書審査報告書。本委員会に付託された要望書を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第91条の規定により報告いたします。付託年月日平成29年9月5日、件名町道宮床宮床線吉井亀甲線交差点改良要望書、審査の結果、採択審査の概要を報告いたします。本要望カ所の交差点周辺は住宅が密集しており、民間企業も隣接しているため、朝夕は非常に交通量が多い路線であります。特に、あさぎり中学校開校以降は多くの中学生が通学路として通行しており、危険性も増大しております。そのような中平成29年にはバイクと乗用車の衝突により死亡事故も発生した線でもあります。委員会としては現地調査、及び交通量調査を実施し、建設課から事業の進捗状況や地権者の意向などを報告を求め、これまで協議を重ねてきたところであります。安全確保のためには、全面的な交差点改良が望まれるところですが、用地改修も必要となり、容易でない状況であるため、交差点の改良の整備計画を進めるとともに、現地の交通安全施設等のさらなる整備充実を図り、地域住民の方々の交通安全を確保していくことが重要であると判断し、建設経済常任委員会として、本要望書を採択したものであります。以上報告いたします。

◎議長(徳永 正道君) 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから本要望書についてを採決します。この要望書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告等のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、要望書要望第8号は採択することに決定しました。

日程第13 発議第4号

◎議長(徳永 正道君) 日程第13、発議第4号、臓器移植の環境整備を求める意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。奥田厚生常任委員長。

◎厚生常任委員長(奥田 公人君) 臓器移植の環境整備を求める意見書について、発議いたします。発議第4号、平成30年3月15日、失礼しました平成31年3月15日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者、あさぎり町議会厚生常任委員会委員長奥田公人。臓器移植の環境整備を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由。臓器移植を国民にとって安全で身近なものとして定着させるため臓器移植に係る啓発を行い、臓器提供施設における体制の整備、臓器提供者やドナーへのアフターケアなど、個々にきめ細かい支援を行うことを求めるためであります。次に、採択の理由について説明いたします。平成31年1月15日の厚生常任委員会で慎重に協議した結果、国内

においては臓器移植を必要とされている人が多い中、その反面、臓器提供者ドナーの数が限られているのが失礼しました、現状です。この問題はそれぞれの個人が当事者となった気持ちで家族間でも議論を深め、理解と啓発を深めていくべきと考えます。そして安心して臓器移植が実現できる環境を整備するために、厚生常任委員会は率先して承認することに決定しました。以上について審査報告書を提出させていただきますので、議会として採択いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。奥田委員長、席に戻ってください。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 次の会期への継続調査について

◎議長（徳永 正道君） 日程第14、委員会の次の会計の継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付してあるとおり、建設常任委員会委員長から、会議規則第71条の規定によって、次の会計の継続審査の申し出があります。お諮りします。建設経済常任委員会委員長からの申し出のとおり、次の会計の継続調査とすることに御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって建設経済常任委員会委員長の申し出のとおり、次の会計の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年度あさぎり町議会第9回会議を閉会いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。

午前11時27分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 元年 8 月 8 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 森 岡 勉

署名議員 豊 永 喜 一